

## アメリカ駐在員の税務申告について



税務シニアスタッフ  
上田 恭平

### はじめに

海外駐在のチャンスはキャリアアップの大きな一歩ですが、忘れてはならないのが現地と日本双方の税務申告です。特にアメリカでは税制度が複雑で、申告ミスによるペナルティも珍しくありません。この記事では、アメリカへ赴任される方が知っておくべき税務申告の基本をコンパクトにまとめ、皆さまが安心して駐在生活を送る一助となることを目的としております。

### アメリカと日本の税制度の違い

まず押さえておきたいのは、アメリカと日本では課税の考え方が異なるという点です。

アメリカは「全世界所得課税」を原則としており、税務上、アメリカ国内に居住していると判断されれば、アメリカ国外で得た所得も含めて申告義務が生じます。全世界所得とは、日本の持ち家を駐在中に貸している際の賃貸収入、投資口座からの配当・利子所得、キャピタルゲイン等すべてを指しています。

一方、日本は「居住者」「非居住者」の区分により、課税範囲が異なります。出国前に「出国届」を提出することで日本側では非居住者扱いとなり、国内源泉所得のみが課税対象となります。非居住者としての期間は、所得税、および住民税の非課税対象となります。

アメリカの所得税は連邦税 (Federal Tax) と州税 (State Tax) の二重構造です。州によって税率や申告方法が異なるため、駐在地によって手続きも大きく変わります。※一部ローカル税 (City, Local, County Tax) の課税もある地域や、州税がない所もあります。

また、日本では年末調整で完結する場合には確定申告の必要がありませんが、

アメリカには年末調整というプロセスがなく、一定所得があれば全ての個人が確定申告 (Tax Return) をしなければなりません。加えて注意しなければならないのが、短期の出張ベースで渡米を繰り返したり、長期の出張という形で現地法人からの給与支給がない時にも、一定の条件を超えてしまうとアメリカでの確定申告が必要になります。

### アメリカでの申告義務

アメリカで税務上の居住者と見なされる判定基準の一つに、過去3年間の滞在日数に基づく Substantial Presence Test (実質的滞在テスト) があります。

#### 計算方法:

(当該年度の滞在日数) + (前年度滞在日数の1/3) + (前々年度の滞在日数の1/6)

例として当該年度93日、前年度180日、前々年度180日滞Inの場合:

$(93) + (180/3) + (180/6) = 183$  日

申告対象年度に31日以上滞在し、当該課税年度を含む3年間の滞在合計が183日を超えると居住者と判断します。(※出張ベースで行き来する場合には、別の日数判定基準があります。)

また、駐在員ほぼ全員が対象となるのがFBAR (外国金融口座報告) やFATCA (外国口座税務コンプライアンス法) による、アメリカ以外の国で所有する金融口座の報告書です。日本にある銀行、証券、保険口座などが該当し、残高が少額の口座や休眠口座も含まれます。あくまで口座情報や残高等の報告書ですので所得税の計算には影響しませんが、これらの情報開示を怠ると高額な罰金が科されることがあるため、軽視はできません。

#### CDH会計事務所

CDH会計事務所は1996年にシカゴ郊外で設立された国際会計事務所、約30年間にわたり数多くの米国進出日系企業様にサービスを提供してまいりました。CDH事務所では、会計監査・レビュー、国際法人税務、個人税務 (駐在員・クロスボーダー対応)、移転価格文書化、ビジネスコンサルティング、J-SOX対応、不正調査、財務・税務デューデリジェンス、給与計算、記帳代行、事業立ち上げ支援など、会計・税務に関わる幅広いサービスを提供しております。また、CDH会計事務所は国際会計事務所ネットワークであるMooreグループに所属しており、世界各国の会計事務所と提携しながらグローバルにお客様をサポートしています。  
www.cdhcpa.com

#### 連絡先

上田 恭平  
E-mail: kueda@cdhcpa.com



## 夫婦合算申告という選択肢

日本の確定申告は独身、夫婦に関わらずあくまで個人ひとりとしての申告ですが、アメリカの税制では夫婦の場合、夫婦個別申告 (Married Filing Separately) と「夫婦合算申告 (Married Filing Jointly)」という申告形態の選択肢があります。これは、日本の「配偶者控除」とは異なり、夫婦の所得をまとめて一つの申告書で提出する方式で、多くの場合、税額が軽減されるメリットがあります。

## 夫婦合算申告のメリット

配偶者の所得を含めたとしても夫婦合算申告のほうが有利になる典型的な理由として、基礎控除と呼ばれる所得控除額 (Standard Deduction) が大きくなることが挙げられます。

基礎控除額 (2024年度) :

- 独身者申告 (Single) ..... \$14,600
- 夫婦個別申告 ..... \$14,600  
(Married Filing Separately)
- 夫婦合算申告 ..... \$29,200  
(Married Filing Jointly)

例えば妻が専業主婦で、収入がなくても夫婦合算申告の方法を選択できます。合算申告では所得階層に応じた税率も緩やかに設定されており、高い所得に対する税率の跳ね上がりを避けられます。駐在員の方々は所得の性格上、外国税額控除を取りやすいため、特に恩恵を受けやすい申告形態となります。そのため、夫婦個別申告 (Married Filing Separately) より有利になることが多いのです。

## 夫婦合算申告の注意点

- 配偶者が米国社会保障番号 (Social Security Number) もしくは米国納税者番号 (ITIN) を取得していること
- 夫婦合算申告を選択した場合、それ

ぞれの世界中の所得を申告する義務があること。

たとえば、夫がアメリカ駐在で税務上の居住者となり、妻が日本に住んでいて非居住者であったとしても、両者が選択すれば合算申告は可能ですが、その時は妻が日本で得た所得 (給与、利子・配当、パート収入など) も含めて申告しなければなりません。なお、日本との二重課税とならないよう外国税額控除などで調整をします。

## 赴任1年目と帰任する年の「Dual Status (デュアルステータス)」

独身・夫婦に関わらず、アメリカ駐在の初年度や帰国年度に該当するのが「Dual Status (デュアルステータス)」という申告形態です。これは、同じ年の中で税務上の「非居住者 (Nonresident)」と「居住者 (Resident)」の両方に該当する状態を指します。

例えば5月に渡米した場合、アメリカでの滞在期間や条件にもよりますが、年の前半 (1-4月) はアメリカの非居住者、後半 (5-12月) は居住者ということになります。デュアルステータス申告の特徴として、一年の中で居住者・非居住者期間を区別し、それぞれに申告対象となる所得・控除が異なります。また、Dual Statusの年は夫婦合算申告 (Married Filing Jointly) が原則できません。ただ

し、一定条件を満たすと、あえて通年期間を居住者としての選択をした上で税率が有利な合算申告をすることが可能になります。それには赴任前・帰国後も含めて全世界所得が課税対象になります。

## おわりに

この記事では就労ビザで赴任される典型的な駐在員のケースをモデルに説明しています。アメリカの永住権を持っている方や出張者には別のルールがあるなど、アメリカの税務申告は非常に複雑で選択肢も多く、現地法人と駐在員個人にとって最善の申告書を作成するために事前に比較をすることがあります。日本と両国の制度をまたぐ形になるため、正確な知識と専門家のサポートが不可欠です。個人の税務である限り、申告エラーなどの履歴は個人のものとして残ります。その一方、個人の税務ではあるものの、駐在員としてアメリカに滞在する間は現地法人がアメリカの所得税を負担されるのが一般的ですので、夫婦申告形態の選択をどうするのか、配偶者の収入にかかる税金はどのように清算するのかなど、事前に個人と会社間で方針を策定しておくことも重要です。たとえ経験豊富な税理士や会計士が申告書作成を代行してくれていたとしても、自分の状況を把握しておくことは、将来的なリスク回避に大きく役立ちます。